



卵子提供にみる 女性の人権のありか



東京電機大学理工学部助教 柳原 良江

日本では1991年に、国外で卵子や代理母サービスを購入し子を得る、米国の「渡航生殖」あっせん業の支店が開設されたのをきっかけに、多くの業者が市場に参入するようになった。とりわけ2011年に女性国会議員が提供卵子による妊娠を公表してからは、より多くの人にこの方法が周知されると共に、近年では男性ゲイカップルを市場に取り込む動きも見られ、市場は益々拡大している。

一方、卵子提供が引き起こす諸問題は、あまり表だって語られてはこなかった。お産の現場にいる医師たちは、提供卵子で妊娠した女性に高頻度で特殊な症状が生じている現実を指摘したり、生まれる子の健康問題を懸念しているが、それらの意見が渡航生殖サービスに再検討を迫る、由々しき問題として扱われることは殆どない。卵子を提供する女性の被る問題も同様で、健康被害が生じたとしても、一過性の、ごく軽いものとして説明されるのみである。この姿勢は国内で不妊治療の専門家の支援を受けつつ運営される、非営利の卵子バンクであっても変わらない。

それもそのはず、実は卵子を提供した女性の長期的な疫学調査は、これまで世界中、誰一人として実施してこなかった。それゆえ不妊治療の専門家でさえ、彼女たちにどのような問題が生じるか、科学的には把握していない。けれども調査結果の不在が、すなわち問題の不在を示すわけではない。近年それらの問題は、卵子の売買が普及しているアメリカで、提供者が自らの健康被害を語り始めたことにより、少しずつであるが表面化しつつある。

彼女たちが訴える健康被害は、予想以上に深刻だ。これまで指摘されてきた、大量のホルモン剤投与や採卵手術による短期的な被害はもちろん、ガンを含めた長期的な被害も報告されている。既に死亡例まで生じており、もはや卵子提供を、若い女性による善行や小遣い稼ぎと位置づける、従来の気楽な解釈には収めえぬ現実が生み出されている。

この社会では、健康被害はもとより、女性たちが生殖機能に関連して被る諸問題が、総じて矮小化される傾向にある。卵子提供者たちは契約の名のもと、性行動や嗜好品を制限され、自らの意志で医療にかかることも禁じられる。しかしそれらが不当な自由の侵害として問題視されることはない。こと生殖の文脈では、他者による身体の管理や、健康や命を損なう事態など、本来は人権侵害であるはずの行為が、あたかも当然の出来事として認識される。そこに彼女の基本的な人権は存在しない。

男女平等が進んだと言われて久しいが、卵子提供の現実には、女性が女性特有の身体的特徴ゆえに、人権の枠から排除される姿を示している。こうした人権概念における女性の身体性の忘却は、元を正せば根強い本質主義の陥穽を避けるため、先人たちが敢えて進めた戦略だったのかもしれない。しかし社会の様々な側面で「男らしさ」の権利獲得が進みつつある現在、私たちは再び自らの身体に向き合い、「女性の人権」は何かという古典的な命題を、改めて考える時期に来ているのではないだろうか。

「女性婚」にみる アフリカ社会のジェンダー操作

富永 智津子 (宮城学院女子大学キリスト教文化研究所)

アフリカは日本の約80倍の面積に10億に近い人口を擁する大陸である。2000とも3000とも言われる民族集団が西欧列強によって恣意的に分割され、現在56か国(西サハラとソマリランドを含む)に囲い込まれている。その結果として、ジェンダー関係を実質的に規定し続けているのは国家が制定している「近代法」というよりは、民族集団それぞれが祖先から受け継いできた慣習法や民族宗教である。

そうしたアフリカ社会との長い付き合いの中で驚かされるのがいくつもあった。そのひとつが多様な婚姻制度である。一夫一婦、一夫多妻、一妻多夫、亡霊婚、レヴィレート、ソロレート、そして「女性婚」である。今では消滅してしまった制度もあるが、その多くは、女性の再生産能力を最大限に引き出し、父系社会を強化する目的で編み出された形態である。例外は「女性婚」。これは、女性がジェンダーを移行して「夫」となり、妻をめとる婚姻制度である。女性が「婚姻」という社会制度を自分のために利用して生活圏の確保を可能にするアフリカ固有の制度である。ナイジェリア、スーダン、南部アフリカ、ケニアなどで事例が報告されている。それぞれに微妙な違いがあるが、ここではケニアのギクユとキプシギスというふたつの民族集団の事例を紹介する。

ギクユでは、「夫」になることを社会的に認められた女性が、長老会(ギアマ)を通して、あるいは自ら花嫁を募集する。候補者が現れて合意が成立すると、友人や親族が贈り物を交換し、両家の長老による儀礼が行われる。そのプロセスは、ほぼ通常の慣習婚と同じである。男性と結婚している女性が、女性を「妻」として迎えることもある。その目的については、不妊症とわかったため「妻」をめとり子どもを産んでもらうため、ひとりである寂しさを和らげるため、家父長的権威による支配から逃れるため、男性とは一緒に暮らしたくないが家族はほしいから、といった多様な回答が当事者から寄せられたという。

次は、牛牧民キプシギス社会の事例である。この社会で女性婚が増加したのは、植民地下での「英国法」の導入によって慣習法のもとでは困難だった離婚が容易になり、離婚した女性が女性婚を選択するようになった



からだという。横暴な夫に苦しめられた経験から男性との結婚は望まない・・・しかし男性にしか所有権のない土地を入手して自立したい・・・子どもも欲しい・・・そのための唯一の方法が、「夫」として社会的に認知される女性婚なのだった。

こうして見てくると、女性婚は、女性同士の結婚であるが、「夫」となる女性がジェンダーを移行して「男性」として社会的に認知されるというプロセスを介入させ、なるべく通常の結婚形態に近づけようとする力学が作用していることがわかる。しかし、実質的には、いわゆる「同性婚」や「代理出産」と近似しているといつてよい。アフリカには、こうしたジェンダー操作によって共同体的規制を迂回し、土地所有権の問題や、われわれが現在直面している女性の不妊や同性婚の問題を解決してきた民族集団が現在も存在しているのだ。

私が驚かされたのは、「女性婚」そのものというより、西欧がジェンダーを「発見」するはるか昔から、生物学的な性を含めて「性は文化的・社会的に構築され得るもの」と捉え、それを実践していた民族集団がアフリカに存在していたことである。

キリスト教会などによって「不道德」のレッテルを貼られ、存亡が危ぶまれている女性婚だが、家父長社会の中で女性が自己主張できる貴重な選択肢を提供してきたことは疑いない。

*参考文献 小馬徹「キプシギスの女性自助組合運動と女性婚—文化人類学はいかに開発研究に資することができるのか」青柳まちこ編『開発の文化人類学』古今書院2000。

Njambi, Wairimu Ngaruiya and E.O'Brien, "Revisiting Woman-Woman Marriage: Notes on Gikuyu Women," in: Oyeronke Oyewumi (ed.), African Gender Studies: A Reader, Palgrave Macmillan, 2005.

事業報告

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

2016年度講演会と資料集出版記念会

「保育園落ちた日本死ね!」というブログが、働く親たちの間で話題になったのは最近のことです。子どもを持って働く母親が急増し、保育所の増設や保育システムの充実をもとめる声が大きくなっている現状を踏まえて、東海ジェンダー研究所は11月27日に二人の講師を招いて「女性が働く子どもが育つ ～今日の女性労働と保育行政～」と題した講演会を開催しました。

講演に先立って、このたび刊行の運びとなった『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960年代～1970年代を中心に』の概要について、当研究所プロジェクト研究会のメンバーである上村喜久子さんから、説明および執筆に当たったの苦労話がありました。

最初の講演者である毎日新聞専門編集委員の与良正男さんは、「女性労働の現状と課題」について、配偶者控除の問題や保育所不足、あるいは子ども手当等をとり上げて、

保育所・幼稚園の「義務教育化」や、子どもを親だけでなく「社会で育てる」ことの必要性を力強く訴えられました。

続いて日本女子体育大学準教授の天野珠路さんは、「今日の保育行政・その課題と展望」と題して、ご自身のお子さんを共同保育所で育てた経験談を交えながら、子育て支援の施策や保育所の現状について豊富な資料を駆使して話されました。

フロアからも、時間をオーバーして活発な質問や意見が寄せられました。

講演会に続いて、「資料集出版記念会」がホテル・グランコートで催され、特に、共同保育所の資料提供に多大な支援と協力をいただいた皆さんに感謝の意が表されました。参加いただいた方々の多くがこの場で旧交を温められ、とても和やかな良い会になりました。

日置 雅子(当研究所業務執行理事)



参加者の声

講演会には 53名の参加がありました。

いただいたアンケートからごく一部をご紹介します。

『保育の現場にいるものとして、共同保育所の精神を知っていて、なおかつ、現在の新たな保育制度の中での問題点を明らかにしていただいた天野先生の講演はとても興味深かったです。「とりあえず量は確保した」という国の姿勢の中、保育の質、保育の中の豊かな教育がおざなりになっていると危惧する中、まさに「子どもの育ちと子育てを支える社会的責任」を追及して行きたいと思えます。(中略) ガリ版刷りの資料をこんなにりっぱな資料集に編み上げてくださった皆さんの御苦労に本当に感謝致します。』
(60歳代、民間保育園勤務)

『与良さんの講演は、現在の日本の政治家の意識がいかに古いもので、現状を見ていないかを指摘していただき、ジェンダー平等を推進する関係者との間で話している諸前提との大きな格差に驚いた。質疑でも、社会全般的な制度改革にまで及び興味深かった。』
(60歳代、研究者)

みなさま、ありがとうございました。

事業報告

資料集出版のお知らせ

東海ジェンダー研究所では、2012年の公益財団法人移行を機に、「養育の社会化」をテーマにプロジェクト研究を開始し、このたび、その間に収集した膨大な資料をまとめた『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960年代～1970年代を中心に』を日本評論社から出版しました。

*プロジェクト研究会

安川悦子(代表)、上村喜久子、大野光子、忠津玉枝、田中真砂子、辻本 忍、中田照子、西山恵美、日置雅子、吉田啓子、和田 悠

- ・2016年12月10日発行
- ・本体 11,000円+税
- ・A5判 ・1088頁
- ・ISBN978-4-535-58706-9



賛助会員のつどい

2017年1月21日(土) 午後、2016年度 賛助会員のつどい「誠にわれは女成けるものを…樋口一葉 人と文学・ジェンダー」を公開で開催しました。講師は山梨県立大学名誉教授 吉川豊子さん。参加者は46名。当研究所のイベントに初めて参加された文学ファンの方も多かったようです。

樋口一葉は、24歳で世を去った薄幸な女性作家としてあまりにも有名です。しかし近年、師・半井桃水がこれまでの人物像と異なり、実は時代を鋭く先読みしていたジャーナリストだったと考えられること、また一葉が、明治の世に文学を志し、女戸主としても家族を支えなければならなかったこと、そのため意識せずともジェンダー問題に直面し、それが作品にも反

映されていると思われることなどが明らかになり、皆さん、初めて聞くことも多く、熱心に耳を傾けていました。質疑応答でも、ぎりぎりまで熱のこもったやり取りが行われました。



お知らせ

2017年度 個人・団体研究助成 募集のお知らせ

来年度も個人と団体の研究助成の希望者を募集します。
対象はジェンダー問題に関する未発表の研究で分野は不問。助成費は個人30万円以内、団体10～30万円。申請書はホームページからダウンロードしてください(FAXまたは郵送の請求も可)。
申込期間は2017年4月15日(土)～5月末日 消印有効。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

『ジェンダー研究』 第20号の原稿募集のお知らせ

当研究所の年報『ジェンダー研究』第20号の原稿を募集します。
2017年度は、東海ジェンダー研究所設立20周年となり、これを記念して第20号を特別号とします。メインテーマは前号に引き続き「女性と労働」としますが、その他のジェンダーに関連するテーマも可です。
原稿の締切日は、2017年9月末日 消印有効。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 一口 1,000円
振込先 郵便振替口座 00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所

- *会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』やニュースレター『LIBRA』、講演会などの事業のご案内をお送りします。
- *当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

昨年12月に懸案の『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960年代～1970年代を中心に』を出版することができました。
今年は、1997年6月の財団法人東海ジェンダー研究所設立から20周年を迎える節目の年になります。20周年記念事業として、国際講演会や記念誌の発行等を予定する一方、ジェンダー問題に関する図書を収集し、新たな展開に向かって着実に歩みをすすめていきたいと思っております。
皆さまの温かいご支援をお願いいたします。

LIBRA

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズビル6F

T E L 052-324-6591 F A X 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp http://www.libra.or.jp/